



こんにちは♪

日本共産党市議会議員

小野寺ゆきえです！

住宅行政の“いずい”をただす

今、市営住宅では建て替え工事が進められています。その1つ日新団地の建て替えです。建て替え理由は老朽化です。手順は、新しい住宅を建設し、そこへ古い住宅から引っ越しをしてもらい、空き家になった古い住宅を解体し、また新しい住宅をつくるという作業を繰り返します。2014年から始まり、28年までに13棟を完成させる計画です。

そんな時、日新住宅に48年間住んでいたという高齢女性から相談がありました。内容は、新しい住宅に引っ越しを済ませ、今まで住んでいた古い住宅の明け渡しの立ち合いを管理人にお願いした時、襖が5枚破れている、以前猫を飼っていたので家の中の消毒が必要などと言われ、約4万円の修繕費を支払うことになったと。女性は「壊すのに修繕が必要なんですか」いうのです。「解体する住宅の場合は、修繕費は取らないはずなのに」と私は驚きました。確かに猫は飼ってはいけません。

しかし、解体するのに消毒が必要でしょうか。破れている5枚の襖を新しくしてから解体するのでしょうか。

腑に落ちず、私は市の住宅課に問い合わせると、やはり解体する住宅の場合は修繕費は免除するとのことでした。しかし、女性が住んでいた住宅は、すぐには解体しないということです。詳しく聞くと、いま山手町や大成町でも解体する予定の市営住宅があり、そこに住んでいる世帯の一時的な移転先として、女性が住んでいた住宅を使用するため、修繕が必要だということです。

ここでまた疑問です。すぐに解体する場合の修繕費は免除。最終的に解体するけど、市の都合でもう少し使う場合は修繕費を取る。これって、不公平では？それを市の担当者に伝えると「確かに“いずい”ですね」といいます。“いずい”ではなく不公平ですね。

このような運用は、これまでも行っていたそうです。まもなく決算委員会です。私は特別会計・企業会計の担当なので、一般会計である住宅問題は質問できませんが、市議団で問題点を共有し、質問に生かしたいと思います。

住宅行政は以前、企業会計でした。しかし“福祉施策”としての要素が大きいため一般会計になりました。市の担当者も福祉施策の視点で努力してくれていますが、「いずい」はダメです。改善したいと思います。